

那須塩原市高齢者配食サービス業務委託（黒磯東地区）に係る公募型プロポーザルに対する質疑の内容及び回答

No.	実施要項、仕様書等の該当箇所	質疑事項	回答
1	仕様書 7 現在の登録者及び利用状況	月曜日から金曜日で祝日の稼働はありますか。	<p>現状では、月曜日から金曜日までの祝日においても稼働を確認しております。</p> <p>新たな委託期間における祝日の稼働については必須（強制）ではありませんが、提案書において、祝日の稼働が可能かどうか、また、稼働しない場合における祝日等による欠食への対応策（別日への振替の可否など）を具体的に提示してください。</p> <p>なお、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）については、原則として配食を行わない想定です。この期間の休止については、市から利用者に対し、あらかじめ周知を行うものとしします。</p>
2	仕様書 7 現在の登録者及び利用状況	月曜日から金曜日の5日間を4日間にするには可能ですか。	<p>原則として、仕様書通りの「月曜日から金曜日の5日間」および「昼食または夕食の選択制」による体制を維持するものとしします。</p> <p>本事業は利用者の生活リズムに合わせた選択肢（昼・夕）を確保することを重視しております。そのため、「昼食のみ」に限定するなどのサービス水準を低下させる提案については、現行の選択制を維持する提案と審査において評価に差が生じます。</p> <p>ただし、配送体制の合理化等により、回数や時間帯を限定する提案を行う場合は、それによる利用者への具体的なメリットや、夕食を希望する利用者への代替策・補完策を必ず示してください。</p>

3	<p>仕様書 8業務内容</p>	<p>10時から12時及び16時から18時に利用者宅に届けるとありますが、現在の割合を教えてください。</p> <p>また、昼のみの配達にすることは可能でしょうか。</p>	<p>現在の配達割合（令和8年2月現在）：夕食（16時から18時）が100%です。</p> <p>※現在、昼食の配食実績はございません。</p> <p>昼のみの配達の可否について：提案は可能とします。</p> <p>ただし、現在「夕食」を利用している方が約100名おられるため、昼のみに変更する場合は、既存利用者が混乱なく移行できるための具体的な方策（周知・相談体制等）を必ず提案してください。</p> <p>なお、利便性の観点から、「昼食・夕食の選択制」を導入する提案については、審査において高く評価します。</p>
4	<p>仕様書 14業務の適正な実施に関する事項 (1) 再委託の禁止</p>	<p>業務の一部でも第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。とあります。栄養士を委託することはできませんか。</p> <p>栄養士は従業員でなければならぬということでしょうか。</p>	<p>原則として、本業務における「再委託」は一切認められません。</p> <p>ただし、献立作成等の個人情報を取り扱わない業務の再委託については、受託者の責任において、市と協議の上で判断するものとします。</p> <p>なお、本仕様書において、献立作成者が「管理栄養士」等の資格を有していることは必須条件ではありません。受託者の責任において、仕様書に定める「栄養バランスのとれた食事」を提供できる体制を整えてください。</p>